

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 東北銀行			コード	8349
提出日	2020/5/29	異動（予定）日	2020/6/23		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	村井 三郎	社外取締役	○										○					有
2	澤口 豊彰	社外取締役	○										○					有
3	齋藤 淳夫	社外取締役	○										○				新任	有
4	榎野 信治	社外取締役	○										○	○			新任	有
5	館脇 幸子	社外取締役	○										○				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	村井三郎氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行うことが期待されることから、社外取締役に選任しております。また、当行ならびに子会社等との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していることから、独立役員として指定するものです。
2	本人および本人が代表取締役を務める会社と一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	澤口豊彰氏は、税理士、会計事務所経営者として企業経営や財務・税務全般に精通しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行うことが期待されることから、社外取締役に選任しております。また、当行ならびに子会社等との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していることから、独立役員として指定するものです。
3	一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	齋藤淳夫氏は、1980年に岩手県庁入庁以来、県職員として地方行政に長年携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験・知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査及び経営の監督を的確に遂行することができる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、当行ならびに子会社等との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していることから、独立役員として指定するものです。
4	本人とは一般預金者としての通常の取引があり、また同氏が代表取締役を務めている株式会社テレビ岩手とは、預金や貸出金の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、株式会社テレビ岩手では、当行役員が社外監査役を務めており、当行と同社は、社外役員の相互就任の関係となりますが、相互就任によって榎野信治氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。	榎野信治氏は、報道関係会社にて長年携わっており、また企業経営者としても豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験・知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査及び経営の監督を的確に遂行することができる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、当行ならびに子会社等との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していることから、独立役員として指定するものです。
5	一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	館脇幸子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。こうした経験・知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査及び経営の監督を的確に遂行することができる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、当行ならびに子会社等との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していることから、独立役員として指定するものです。

4. 補足説明

当行は、社外取締役の独立性の要件を制定し、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載しておりますので、ご参照ください。
<https://www.tohoku-bank.co.jp/ir/management/governance/>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。